



八代市危機管理指針

平成 19 年 9 月

平成 25 年 4 月改訂

八 代 市

はじめに

八代市では、これまで市民生活の安全・安心の確保は、台風、地震、洪水等の自然災害への対応が中心であり、発生した災害規模又は発生のおそれがある警戒の度合いにより、地域防災計画に基づき対応を行ってきました。

しかし、近年、地方自治体では、これら自然災害のみならず、新型インフルエンザの発生や感染症の蔓延、インターネット上での個人情報の漏えいなど、これまで想定し得ないような危機事態が数多く発生してきております。

本市においても、社会が複雑化し、国内外との人的・物的交流が広がる中で、市民生活を脅かす危機事態の発生も決して無縁とはいえず、危機管理体制の強化による幅広い対応が求められるところです。

本市では、平成 19 年 9 月、危機事態発生の未然防止に努めるとともに、危機事態の発生時には迅速かつ的確に対応し、被害の防止及び軽減を図るための危機管理体制の整備を目指して、「八代市危機管理指針」を定めています。

今度、平成 25 年度組織改編に伴い、「八代市危機管理指針」を改定いたしました。

各部課かいにおいては、この指針を踏まえて、想定される危機事態について、危機管理マニュアルの策定、見直しを行うなど、万全の対策を講じてください。

平成 25 年 4 月

八代市長 福島 和敏

目 次

第 1 総 則 1

1	目的	1
2	定義	1
3	指針の位置づけ	2
4	責務	2

第 2 危機管理体制 3

1	情報収集体制の強化	3
2	危機レベル（対応体制）	3
3	危機レベルの決定等	4
4	市対策本部	4
5	連絡体制及び情報伝達体制の整備	5

第 3 事前対策（平常時の対応） 7

1	危機管理責任者及び危機管理担当者の設置	7
2	危機に関する調査及び研究	7
3	職員研修及び訓練の実施	7
4	資機材等の確保等	7
5	関係機関等との連携	7
6	危機管理マニュアルの作成	7
7	市民に対する啓発	8

第 4 応急対策（緊急時の対応） 9

1	情報の収集、伝達及び分析	9
2	対応体制、対処方針等の決定	9
3	被害者への対応	9

4	被害の拡大防止	10
5	他自治体等への応援要請	10
6	市民への情報提供	10
7	報道機関への情報提供	10

第5 事後対策（収束時の対応）

11

1	市民生活の安定及び復旧	11
2	安全性の確認と市民への周知	11
3	危機事態の再発防止	11
4	危機管理マニュアルの見直し	11
別表1	想定危機事態及び主な対応部課かい	12
別図1	危機事態発生時対応フロー図	14
別図2	緊急時の連絡体制（担当課体制時）	15
別表2	危機管理対応マニュアル構成例	16
別紙	危機事態発生状況報告書	18

第 1 総 則

1 目 的

この指針は、八代市域及びその周辺において、危機事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、本市が実施する危機管理に関する基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を推進し、危機事態の発生を未然に防止し、又は発生した危機事態に迅速かつ的確に対応し、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 定 義

(1) 危機事態

市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態及び市行政の円滑な運営に支障を及ぼすおそれがある緊急の事態をいう。

現段階で想定される危機事態及び主な対応部課はいは別表 1 のとおりとする。

なお、法律に基づく計画^{*1}、既に条例、要領、マニュアル等^{*2}を策定している危機事態に対しては、それらに基づき対処する。

また、財政危機、経済危機等の突発的又は直接的でない事態は除く。

*1 「八代市地域防災計画」「八代市国民保護計画」「熊本県石油コンビナート等防災計画」等

*2 「八代市不当要求行為等の防止に関する条例」「八代市家畜伝染病防疫対策要領」「八代市情報セキュリティポリシー」等

(2) 危機管理

危機事態の発生を未然に防止し、又は発生した危機事態に迅速かつ的確に対応していくことをいう。

具体的には、危機事態の予測に基づく**事前対策**、危機事態発生のおそれがあるときの危機事態の未然防止・回避又は危機事態が発生したときの被害の最小化・拡大防止のための**応急対策**並びに危機事態収束後の復旧・復興及び再発防止のための**事後対策**の3つの対策をいう。

(3) 危機管理マニュアル

危機管理を円滑かつ適切に行うため、組織単位から個人単位に至るまで、必要な対応策をまとめた手順書をいう。

3 指針の位置づけ

- (1) 組織体制並びに事前対策、応急対策及び事後対策の基本的事項を明確にする。
- (2) 事前対策、応急対策及び事後対策の具体的な内容については、各部課かいが作成する危機管理マニュアルにおいて定めるものとし、本指針は、当該危機管理マニュアルを定める際の指針とする。
- (3) 危機管理マニュアルが定められていない危機事態が発生した場合は、本指針を参考に対応を行う。

4 責 務

(1) 職員

職員は、自らの職務及び立場に応じて、常に起こりうる危機事態を想定し、その対応策を検討するとともに、情報の伝達網を確認し、訓練などを通じて必要な技術や知識の習得に努めなければならない。

(2) 各部課かい

各部課かいは、想定される各課かい所管の危機事態に備え、危機管理マニュアルを定め、危機事態が発生した場合は、危機管理マニュアルに基づき行動するとともに、防災安全課、関係部課かい、関係機関等と連携を図り対処する。

(3) 防災安全課

防災安全課は、所管部課かいが不明確な危機事態が発生した場合や、所管が明確であっても大規模で社会的影響が大きい危機事態が発生し、全庁的対応が必要な場合は、防災安全課と所管課かいが総合調整を行い、関係部課かいと連携して、当該事態に対処する。

第2 危機管理体制

危機管理体制は、危機事態の規模や被害状況に応じて、おおむね（1）情報収集体制の強化（2）各課かい（及び関係課かい）体制（3）各部体制（4）全庁体制と段階的なものを基本とする。（別図1「危機事態発生時対応フロー図」参照）

ただし、被害状況等によっては、上記の段階を経ずに必要な体制をとる場合がある。

1 情報収集体制の強化

危機事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合、各部課かいは情報収集体制を強化し、[防災安全課](#)と情報の共有に努め、国、県及び関係機関等と密接な連携を図り情報収集を行う。

情報収集活動については、被害の状況等が不明確な初期段階においても、あらゆる方策を用いて速やかに実施し、その後の状況の変化や推移に応じた的確な危機管理体制の構築等に資するものとする。

2 危機レベル（対応体制）

（1）レベル1（各課かい及び関係課かい体制）

危機事態の発生に関する情報があり、情報収集、伝達等の対応が必要な場合及び被害が部分的と考えられる危機事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、当該危機事態の所管課かい長が指揮を執り対応する。

所管課かいが不明確な場合又は複数の課かいが関係し、主たる所管課かいが明確でない場合については、[市民協働部長](#)が副市長と協議し、事務分掌や過去の経過などを総合的に勘案して、所管課かいを決定する。なお、[防災安全課](#)は、所管課かいが決定するまでの間、情報収集を主とした初動対応を行い、所管課かいが決定したときは、当該所管課かいに引き継ぐ。

複数の課かいが関係するときは、所管課かい及び関係課かいは情報連絡会を設置し、情報の共有及び対応を行う。

支所管内での危機事態については、当該危機事態の支所所管課が、本庁所管課と連携し対応する。ただし、支所庁舎管理上の危機事態で、支所全体で対応する必要がある場合は、支所長が指揮を執り対応する。

（2）レベル2（各部体制）

被害の拡大が予想され、体制を強化する必要があると認められる危機事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合（全庁的な対応に至らないとき）は、当該

危機事態の所管部長が指揮を執り対応する。

支所管内での危機事態については、支所長と十分協議をしながら、当該危機事態の所管部長が指揮を執り対応する。

(3) レベル3（全庁体制）

被害の拡大が予想され、大規模で社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要と考えられる危機事態が発生した場合は、市長が指揮を執り対応する。そのため、市長を本部長として八代市危機対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

3 危機レベルの決定等

(1) 危機レベルの決定

レベル1及びレベル2の決定は、当該危機の所管部長が関係課からの意見を参考に決定する。

レベル3の決定は、当該危機の所管部長が市民協働部長に要請し、要請を受けた市民協働部長が、市長及び副市長と協議を行い、市長が決定する。

(2) 市対策本部を設置した場合において、特定の地域において応急対応を迅速かつ的確に実施するために必要なときは、現地対策本部を設置する。

4 市対策本部

(1) 市対策本部の設置

市長は、市対策本部を本庁舎3階31号会議室に設置する。

(2) 市対策本部の組織

ア 本部長

本部長は、市長をもって充て、市対策本部の事務を総括する。

イ 副本部長

副本部長は、副市長をもって充て、本部長を助け、市対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 本部員

本部員は、教育長、代表監査委員、各部長、議会事務局長、市立病院長、水道局長その他本部長が指名する者をもって充て、その所掌事務に係る措置を実施し、所属職員を指揮監督する。

エ 事務局

市対策本部が設置された場合、事務局は防災安全課及び当該危機の所管課か

いとする。

オ 対策部

本部長は、市対策本部に総務対策部、[企画戦略対策部](#)、[市民協働対策部](#)、[環境対策部](#)、健康福祉対策部、商工観光対策部、農林水産対策部、建設対策部、教育対策部、議会对策部、医療救護対策部、給水対策部、地区対策部、支所対策部及び消防対策部を置く。ただし、危機事態の種類又は規模により必要な対策部だけを置くことができる。

(3) 市対策本部の事務

- ア 対応方針の決定及び実施に関すること。
- イ 被害状況、対応状況等の総合的な掌握に関すること。
- ウ 関係機関との連絡調整及び関係機関への協力要請に関すること。
- エ 広報等に関すること。
- オ その他危機事態に対応するために必要なこと。

3 連絡体制及び情報伝達体制の整備

各部課はいは、危機事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、夜間や休日の勤務時間外を含め、危機レベルに応じた連絡体制及び情報伝達体制をあらかじめ整備する。(別図2「緊急時の連絡体制(担当課かい体制時)」参照)

また、連絡体制及び情報伝達体制については、齟齬を生じないように定期的に見直しを行う。

危機事態対応組織表

危機レベル	危機の状況	所管課かい	防災安全課
レベル 1	部分的危機事態の発生又は発生のおそれがあるとき	所管課かいでの対応 指揮者 所管課かい長 現地情報の収集 関係連絡先に情報提供 緊急対応 広報（マスコミ）対応	情報受信 対応助言、指示 事態の拡大に備え準備 所管課が明らかでない時 情報収集 所管課の調整
	複数課かいにわたるとき	情報連絡会の設置 関係課かいの危機管理責任者による情報共有及び関係課かいによる対応 指揮者 主たる所管課かい長 事務局 主たる所管課かい	
レベル 2	危機事態の拡大又は発生のおそれがあり、体制の強化が必要なとき	所管部での対応 指揮者 所管部長 事務局 所管課かい	対応助言、指示 事態の拡大に備え準備
	複数部課かいにわたるとき	関係部課かいの危機管理責任者による情報共有及び関係部課かいによる対応 指揮者 主たる所管部長 事務局 主たる所管課かい	対応助言、指示 事態の拡大に備え準備 庁内調整
レベル 3	危機事態の大規模化 被害の拡大	市対策本部の設置 本部長 市長 事務局 防災安全課と所管課かい	

第3 事前対策（平常時の対応）

1 危機管理責任者及び危機管理担当者の設置

各課かいに危機管理責任者を置き、課かい長をもって充てる。

危機管理責任者は、平常時の危機管理の総括及び危機事態発生時における中心的役割を担う。

なお、危機管理責任者は、危機管理マニュアルの作成及び変更、研修及び訓練の企画等、危機管理に関する事務を担当する危機管理担当者（係長級以上）を定める。

2 危機に関する調査及び研究

危機管理責任者及び危機管理担当者は、想定される危機事態について、あらかじめ抽出及び整理を行い、平常時からその発生要因、危険度、被害等について調査及び研究を行い、被害の未然防止と軽減に努める。

3 職員研修及び訓練の実施

危機管理責任者は、職員一人ひとりの危機意識の向上を図るため、定期的な危機管理マニュアルの確認や想定される危機事態に応じた研修及び訓練を計画的に実施する。

4 資機材等の確保等

危機管理責任者は、所管する危機事態が発生した場合の応急対策に必要な資機材等を整備する。また、適切な管理を行い、緊急時に有効活用できるようにしておく。

なお、保管に支障のある資機材等については、危機事態が発生した場合に円滑に調達できる体制等をあらかじめ整備しておく。

5 関係機関等との連携

各部課かいは、危機事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、情報の共有及び連携した活動により円滑な応急対策が実施できるよう、国、県、警察署、消防機関、医療機関など必要な関係機関と日頃から連携を密にし、協力体制を構築する。

6 危機管理マニュアルの作成

危機管理担当者は、危機事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合の円滑な応急対策の実施に備えるため、本指針に基づき危機事態ごとに実施すべき具体的な対応

策等を示した危機管理マニュアルを作成する。

マニュアル作成に当たっては、別表２「危機管理マニュアル構成例」を参考とし、防災安全課及び関係部課かいと十分に協議・調整の上、作成するとともに、危機に関する調査及び研究の成果、職員研修及び訓練の結果、社会環境の変化、技術の向上等に応じて見直しを行い、実効性のあるものとする。なお、危機管理マニュアルを作成し、又は変更したときは、速やかに防災安全課へ報告する。

7 市民に対する啓発

危機管理責任者及び危機管理担当者は、市民に対し、被害の発生の防止や軽減が図られるよう、具体的な危機事態の発生を想定した啓発を関係部課かい、関係機関等と連携して実施するよう努める。

第4 応急対策（緊急時の対応）

1 情報の収集、伝達及び分析

各部課はいは、危機事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、状況に応じて、関係機関と密接に連携するほか、あらゆる方策を講じて情報収集活動を実施する。

収集した情報は、あらかじめ整備する伝達体制に基づき、別紙「危機事態発生状況報告書」等により速やかに市長、副市長、防災安全課、関係部課はい、関係機関等に伝達し、情報の共有化を図る。また、収集した情報については、的確な分析を行い、その後の対応体制、対応方針等の決定などに活用する。

危機事態が発生した場合等における初期情報は、原則として次に掲げる事項を基本に収集する。

項 目	補 足 事 項
発生日時	いつ発生したか。
発生場所	特定の場所又は不特定の場所に発生しているか。
危機の概況	何が起きているのか。
危機の種類	災害、事故等の種類、原因は判明しているか。
危機拡大等の可能性	事態の拡大、継続、反復の可能性はあるか。
必要な後方支援	人的、物的な応援の必要性はあるか。
被災者数等の被害状況・程度	人的、物的な被害の状況はどうか。

2 対応体制、対処方針等の決定

各部課はいは、危機事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、速やかに危機レベルに応じた対応体制をとり、収集した情報の分析結果に基づき、的確な対処方針等を決定し、確実に応急対策を実施する。

3 被害者への対応

各部課はいは、危機事態が発生した場合、関係部課はい、関係機関等との連携のもと市民の生命及び身体を守ることを最優先に諸活動を実施する。

その際、二次災害の発生に留意し、安全を確保した上で、迅速かつ的確に被害者の救出活動及び負傷者等に対する必要な措置を行なう。

4 被害の拡大防止

各部課はいは、被害の拡大防止のため、事故等の発生場所周辺の安全を確保する必要が生じた場合、県、警察及び消防機関と連携し、速やかな立入制限、進入禁止、周辺住民の避難誘導など必要な措置を実施する。

5 応援要請

市対策本部長は、危機事態が発生した場合、市のみの対応では十分対応することができないと判断されるときは、国、県、関係自治体、自衛隊等に速やかに応援を要請する。

6 市民への情報提供

各部課はいは、危機事態が発生した場合の混乱を防止し、市民の安全及び安心を確保するため、次の項目を中心に、多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に市民に対する情報提供を実施する。

また、必要に応じて、市民から寄せられる問い合わせや要望に対する窓口等を設置するなど適切に対応する。

- (1) 危機事態の発生状況
- (2) 二次災害の危険性
- (3) 住民が取るべき適切な対応
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 高齢者等の要援護者への支援の呼びかけ
- (6) 生活関連情報等

7 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供については、当該危機事態の所管部長及び課長が、その内容、発表時期、方法等について、市長及び副市長と調整の上、行う。

第5 事後対策（収束時の対応）

1 市民生活の安定及び復旧

各部課かいは、危機事態の発生による、市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して、可能な限り迅速かつ円滑な生活再建と施設復旧に努める。

2 安全性の確認と市民への周知

各部課かいは、危機事態の応急対策が完了したときは、関係機関等と協力して、早急に安全性の確認を行い、安全性が確認できた場合は、市民に対して多様な広報手段を活用して周知するとともに報道機関への情報提供を行う。

3 危機事態の再発防止

各部課かいは、関係機関や専門家の協力を得て、発生した危機事態の原因の究明を行なうとともに、実施した対応について検証し、課題を整理した上で再発防止策を検討・実施する。

4 危機管理マニュアルの見直し

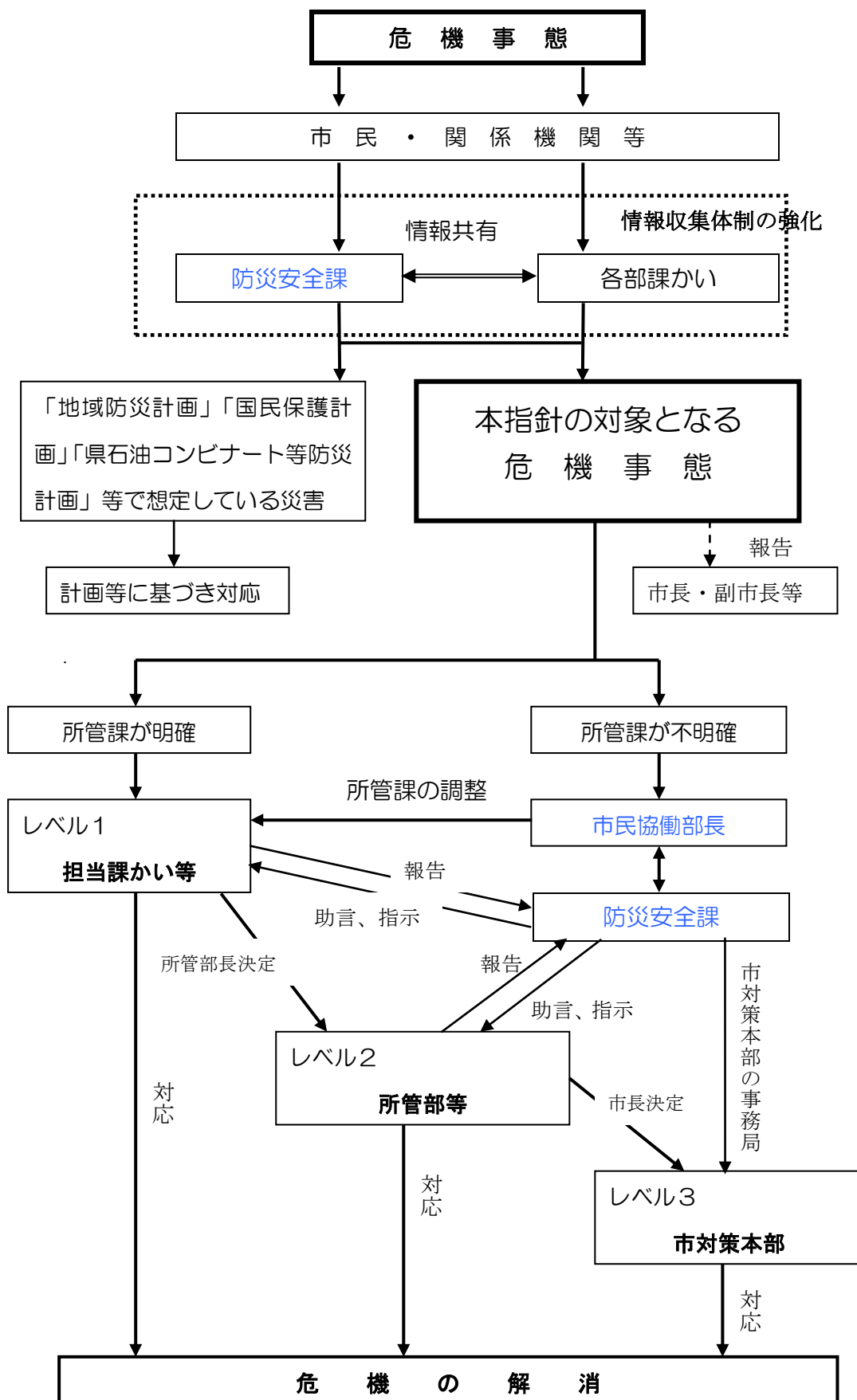
各部課かいは、前項の検証及び検討結果に基づき、危機管理マニュアルの見直しを行う。

別表 1 想定危機事態及び主な対応部課かい

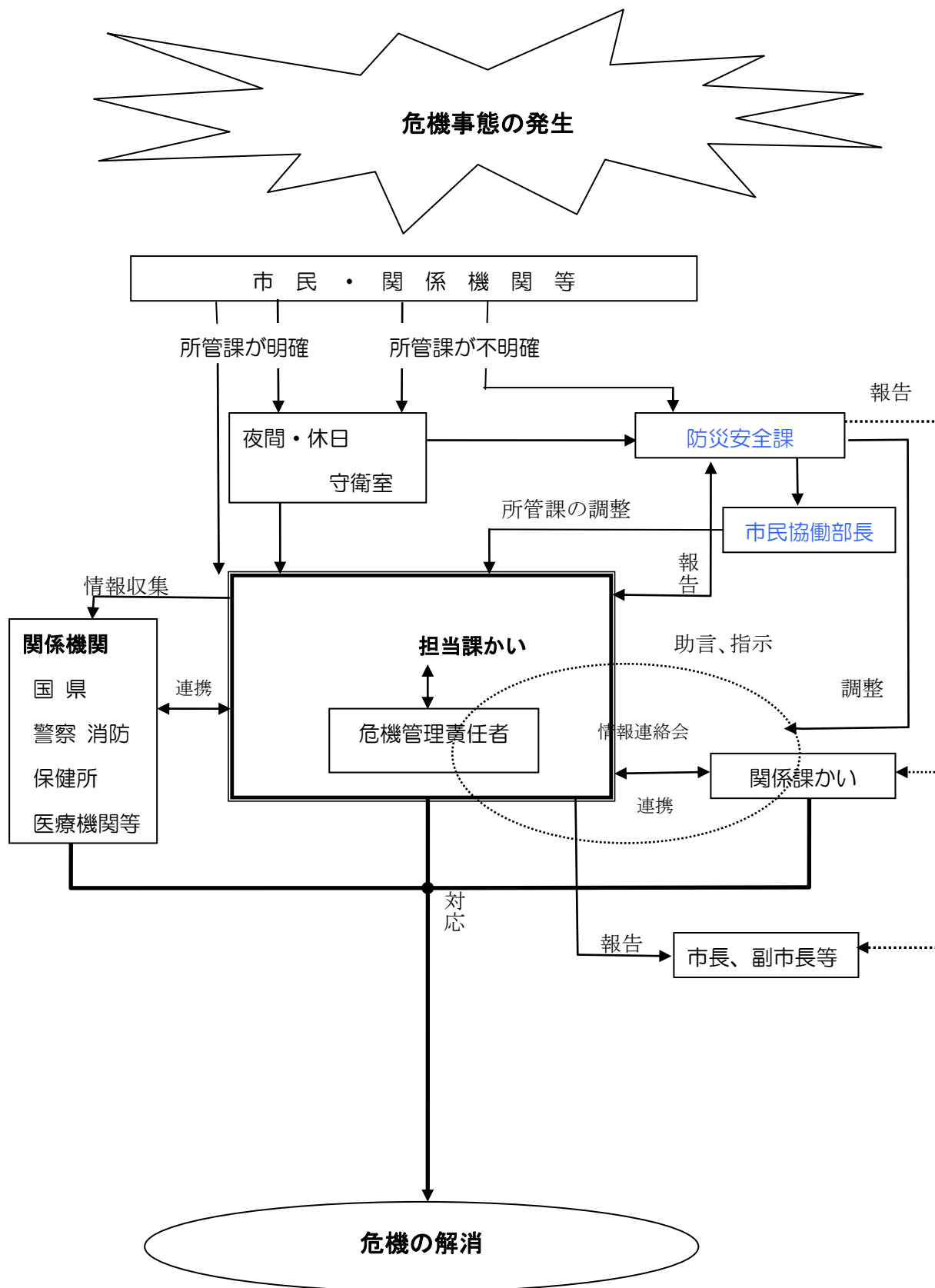
想定される危機事態	主な対応部	主な課かい
市長など要人への危害	総務部	秘書課
本庁舎における事件・事故		財政課 人財育成課
支所庁舎における事件・事故	支所 総務部	支所総務振興課 人財育成課
食中毒	健康福祉部	はつらつ健康課
感染症		
食・飲料水等に関わる健康被害		
医療施設における事件・事故	市立病院 健康福祉部	市立病院 はつらつ健康課
大規模な断水	水道局 健康福祉部	水道局 はつらつ健康課
異常湧水		
水質事故（水源水質異変・浄水場内における水質異変等）		
導水配水管事故		
広域停電による配水ポンプ等運転停止		
公園等における事件・事故	建設部 農林水産部	街路公園課 農業政策課
港湾における事件・事故	建設部 商工観光部	土木管理課 重要港湾八代港 営業隊
下水道における事故	建設部	下水道建設課
市営住宅等における事件・事故		建築住宅課
道路・橋梁・河川施設における事故		土木管理課 各建設事務所
排水ポンプ場等の油槽における事件・事故	建設部 農林水産部	下水道建設課 農地整備課
大気、土壌汚染など著しい環境汚染	環境部	環境課
幼児・児童・生徒に関わる事件・事故	教育委員会	学校教育課
学校・園における事件・事故	健康福祉部	こども未来課

スポーツ施設（プール等）における事件・事故	市民協働部	いきいきスポーツ課
文化センター（大規模収容施設）等における事件・事故	市民協働部 商工観光部	厚生会館 鏡文化センター 千丁文化センター ハーモニーホール
家畜伝染病の発生	農林水産部	農業政策課
赤潮及び鯉ヘルペスウィルス病等による漁業被害		水産林務課
所管施設における事件・事故	各部共通	各課共通
情報漏洩による事件・事故		
各種システムの障害等		
イベント開催時の事件・事故		
各種事件・事故		

別図 1 危機事態発生時対応フロー図



別図2 緊急時の連絡体制（担当課かい体制時）



別表２ 危機管理対応マニュアル構成例

第１ 総則

中 項 目	小 項 目	主 な 内 容
1 目的		マニュアルの目的
2 定義	(1) 用語の定義 (2) 対象とする危機事態	
3 責務		対応方針、各部課の役割分担、留意事項など

第２ 事前対策

1 危機管理体制の整備	(1) 情報収集体制の整備	担当の設置、任務分担、収集項目など
	(2) 組織の整備	所管部等による対策会議、対策本部等の設置、所掌事務、構成員など
	(3) 動員体制の整備	動員計画、基準など
	(4) 緊急連絡網の整備	部内、関係部、関係機関等の連絡先及び連絡ルートなど
2 職員研修、訓練の実施	(1) 職員研修の実施	職員の危機意識の向上、研修内容など
	(2) 訓練の実施	実施方法、実施内容など
3 資機材等の整備	(1) 応急資機材等の整備	品目、数量、保管場所など
	(2) 協定等による調達体制の整備	品目、数量、調達先など
	(3) 医薬品等の備蓄	品目、数量など
	(4) 操作方法、取扱	
4 関係機関等との連絡		連携すべき関係機関、連携内容（日常、危機事態発生時）など
5 予防対策	(1) 市民への啓発	啓発方法、啓発内容など
	(2) 警戒活動等の実施	日常における施設等の巡回警戒の実施要領、計画など

第３ 応急対策

1 情報の収集、伝達、整理、分析等		情報収集体制の強化、通報、連絡事項、通信手段、情報の整理・分析方法など
2 対策の検討・決定	(1) 連絡調整会議の設置	防災安全課との連携、会議の構成員、検討・調整事項など

	(2) 所管部対応体制の設置	設置・廃止の手順及び基準、各部等への要請要領など
	(3) 八代市危機事態対策本部の設置	設置基準、関係部等及びその所掌事務など
3 被害者への対応	(1) 活動要領	
	(2) 留意事項	
4 被害の拡大防止	(1) 活動要領	
	(2) 留意事項	
	(3) 二次被害の防止	立入制限・禁止区域の設定要領、応急措置、監視体制など
	(4) 避難誘導	避難誘導要領、避難場所の設置・運営要領、応援要請等の関係機関等との連携、安全確保等に係る留意事項など
5 市民への情報提供	(1) 提供する情報	危機事態の発生状況、被害状況、避難状況、二次災害の危険性、住民が取るべき対応方法、本市の対応状況、応急対策の実施状況、高齢者等要援護者への支援の呼びかけ、生活関連情報など
	(2) 提供方法	広報媒体、相談窓口・問合せ電話の設置など
	(3) 報道機関への情報提供	提供内容・時期等について副市長との調整など
6 現地対策本部の設置		参加機関、連絡調整事項、設置場所・時期、招集、運営など

第4 事後対策

1 復旧・復興の推進		生活再建と施設等の復旧、市民生活の安全性の確認など
2 被害者へのフォロー		健康相談・健康調査の実施、相談窓口等の設置など
3 再発防止		危機事態発生原因の究明、課題の整理、再発防止策の検討・実施など
4 マニュアルの見直し		課題の抽出、検証・検討結果に基づく見直しなど

別紙

危機事態発生状況報告書

第 報

報告者		課 名		職名・氏名							
		内線番号		報告日時	月	日	時	分			
報 告 内 容	危機の状況	発生日時	月	日	時	分	発生場所				
		危機の種類									
		(概況)									
	被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
			負傷者	人	計	人		半壊	棟	計	棟
	応急対応の状況	対策本部等の設置状況	レベル 1・2・3			現地対策本部					
	危機拡大の可能性										
	必要な後方支援										
受信者		課 名		職名・氏名							
		内線番号		受信日時	月	日	時	分			
受信者の処理状況	関係部課かいへの連絡		(処理日時 月 日 時 分)								
	関係機関等への連絡		(処理日時 月 日 時 分)								
	その他の処理		(処理日時 月 日 時 分)								

※ 第1報は、危機事態発覚後直ちに分かる範囲で記載し報告すること（確認ができていない箇所は空欄で可）

※ 別に緊急報告用の様式がある場合は、それを使用してもよい。

※ 特に緊急を要する場合は、電話での報告や手書きメモのFAX、Eメールなども可（ただし、受信確認は必ず行うこと）